

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和元年12月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和元年12月24日（火曜日）午後1時30分～午後3時10分 2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室 3 教育長及び各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 (1) 議案第43号「守谷市立学校法律相談に関する要綱の制定について」（可決） (2) 議案第44号「守谷市英語検定補助金交付要綱の制定について」（可決） (3) 議案第45号「守谷市市費負担教職員の任用等に関する規則の制定について」（可決） 【報告事項】 (1) 報告第11号「令和元年守谷市議会12月定例会月議会について」 【その他】 (1) 小中学校の現状について（指導室） ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（11月末現在） ⑥不登校の現状（11月末現在）

	⑦長期欠席児童生徒の状況（11月末現在） （2）各課業務報告 ○学校教育課 ①入札結果について ②工事等の進捗状況について ③寄付受入れについて ○生涯学習課 ①入札結果について ②審議会等の開催について ③工事等進捗状況について ④行事予定（イベント等）について ⑤人事異動について ○学校給食センター ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ④生鮮野菜使用率について ⑤異物混入等について
4 今後の状況	次回は、令和2年1月27日（月曜日）午後1時30分から開催予定

議案第43号

守谷市立学校法律相談に関する要綱の制定について

守谷市立学校法律相談に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和2年4月1日から守谷市立学校における法的な問題について、弁護士から指導助言を受ける法律相談に関し必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

議 案	頁 数
43号	1

守谷市立学校法律相談に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、守谷市立学校における法的な問題について、弁護士から指導助言を受ける法律相談（以下「学校法律相談」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市立学校の適正な運営に資するとともに、市立学校が学習指導や生活指導などの児童生徒の教育に専念できるよう支援することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 学校法律相談の業務を実施するため、当該業務を弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士名簿に登録され、かつ、学校教育に対する理解と識見を有する弁護士に委託するものとする。

(相談業務の内容)

第3条 委託弁護士は、学校の管理運営に関して発生する様々な事故や事件、事案における学校の対応について、法的な立場から必要な指導助言を行うものとする。

2 学校、委託弁護士及び教育長が必要であると認め、かつ関係する相手方の同意を得た場合は、学校と相手方との面談に弁護士が同席できるものとする。

3 委託弁護士は、学校の管理運営に関して発生する様々な事故や事件、事案に対し、教職員が適切に対応できるよう教職員研修会を行うものとする。

(相談の利用者)

第4条 学校法律相談を利用できる者は、市立学校の管理職員及び教育委員会の事務局職員とする。

(相談日時及び相談時間)

第5条 相談日時は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。

2 1回の相談時間は、原則として1時間以内とする。

(相談の方法)

第6条 相談は、委託弁護士の事務所における面談によるものとする。ただし、相談の内容及び緊急性に応じ、学校での面談、電話又はファクシミリ、電子メール等の方法によることができる。

(相談の手続)

第7条 学校法律相談を利用するときは、直接委託弁護士に連絡し、相談日程等を調整の上、相談するものとする。

(相談実績の報告)

第8条 委託弁護士へ相談した者は、学校法律相談等報告書（様式第1号）により、相談した内容及び指導助言等の概要を教育長へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学校法律相談に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
43号	2

守谷市教育委員会教育長 宛て

学校名

校長名

⑨

連絡先

学校法律相談等報告書

件 名	
相談日時	年 月 日 () 午前・午後〇時〇分～〇時〇分
相談方法	☐ 面談（事務所，学校，その他（ ）） ☐ 電話 ☐ ファクシミリ ☐ 電子メール ☐ 保護者面談（同席）
相談者又は 出席者氏名	
相談等内容	
弁護士からの 指導助言	
今後の対応	

議案第44号

守谷市英語検定補助金交付要綱の制定について

守谷市英語検定補助金交付要綱を別紙のとおり制定する。

令和元年12月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、英語検定を受験した児童生徒の保護者に対し補助金を交付するに当たり、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。

議案	頁数
44号	1

守谷市英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の小学生及び中学生の学習意欲向上と保護者の経済的負担の軽減を目的として、英語検定を受験した児童生徒の保護者に対して予算の範囲内において守谷市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検定 公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定をいう。
- (2) 児童生徒 市内に住所を有し、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒

(助成対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、検定を受験した守谷市内に住所を有する児童生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、児童生徒の受験した級に応じて協会が定める検定料の2分の1の額とする。この場合において、3級から2級までの級を受験するときの検定料は、準会場受験の検定料とする。

2 前項の規定にかかわらず、守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第5号）第2条に規定する要保護者又は準要保護者の世帯の児童生徒については、検定料の全額とする。

3 補助金の交付は、児童生徒1人につき一会計年度内に1回とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童生徒が検定を受験した会計年度内に、守谷市英語検定料補助金交付申請書（様式第1号）に検定結果の確認ができるもの（合否通知、合格通知の写し等）を添付の上、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 委員会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定した場合は、守谷市英語検定料補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 委員会は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を

議案	頁数
44号	2

受けた場合は、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、委員会は、守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

守谷市教育委員会 宛て

申請者（保護者） 住所
氏名 印
電話

守谷市英語検定料補助金交付申請書

守谷市英語検定料補助金交付要綱第 5 条の規定により，下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____円

2 内 容

学校名	学校 年 組
受験者氏名	(年 月 日生)
受験日	年 月 日
試験会場	
受験級	級 ※複数の級を受験した場合は，最上位の級をご記入ください。

3 添付書類（検定結果が確認できるもの）

守谷市長 宛て

年 月 日

請求者（保護者） 住所
氏名 印

守谷市英語検定料補助金請求書

1 請求額 _____円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 本店 出張所 農協 組合 支店
口座番号	普通・当座
ふりがな	
口座名義人	

※振込先の氏名・口座名義人は必ず請求者本人をご記入ください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市英語検定料補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 振込予定日 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

守谷市教育委員会 印

守谷市英語検定料補助金交付決定取消・返還命令書

年 月 日付で通知した守谷市英語検定料補助金の交付の決定を下記のとおり取り消したので、守谷市英語検定料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。
また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

- 1 学校名 学校
- 2 受験者名
- 3 取消理由
- 4 返還額 円

議案第 4 5 号

守谷市市費負担教職員の任用等に関する規則の制定について

守谷市市費負担教職員の任用等に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 元 年 1 2 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から教科担任制を実施するに当たり、市費負担教職員の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めた規則を制定するものです。

議 案	頁 数
4 5 号	1

守谷市市費負担教職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市立小学校において、教科担任制の実施のため、守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第19号）第2条の規定により任期を定めて採用する職員（以下「市費負担教職員」という。）の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考及び任命)

第2条 市費負担教職員は、教育委員会が選考し、任命する。

(任用期間)

第3条 市費負担教職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、勤務実績、健康状態その他任用に必要な事項を確認の上、任用を更新することができる。

なお、通算の任用期間は5年を超えない範囲とする。

(職務)

第4条 市費負担教職員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 教科担任制に伴う学習指導
 - (2) 市が重点的に取り組む研究及び研修活動
 - (3) その他教育委員会が必要と認める職務
- (正規の勤務時間を超える勤務等)

第5条 学校長は、臨時又は緊急のためやむを得ない必要があるときに限り、市費負担教職員に次の掲げる時間外勤務を命じることができる。

- (1) 校外学習その他児童の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 災害が発生した場合、児童の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(施行規則)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(守谷市職名規則の一部改正)

2 守谷市職名規則（昭和61年守谷町規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表職名の項中「用務員」の次に「，教諭」を加える。

報告第11号

令和元年守谷市議会12月定例会月議会について（教育委員会所管分）

1 令和元年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）

議 決 日 令 和 元 年 1 2 月 1 2 日

議決結果 原案 可決

2 指定管理者の指定について

議 決 日 令 和 元 年 1 2 月 1 2 日

議決結果 原案 可決

3 工事請負契約の締結について

議 決 日 令 和 元 年 1 2 月 1 2 日

議決結果 原案 可決

4 「市政に関する一般質問」について

別紙のとおり

令和元年12月24日 報 告
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香

報 告	頁 数
11号	1

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
守谷市中央公民館	守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1
守谷市郷州公民館	守谷市みずき野五丁目3番地3
守谷市高野公民館	守谷市高野935番地
守谷市北守谷公民館	守谷市板戸井1977番地の2

2 指定管理者として指定する団体

名 称	アクティオ・守谷市シルバー人材センター共同事業体
代表者	(代表企業)アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝
所在地	アクティオ株式会社 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階 公益社団法人守谷市シルバー人材センター 茨城県守谷市本町622番地の2

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月27日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和元年12月12日 原案可決

守谷市議会議長 梅 木 伸 治

提案理由

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立公民館の指定管理者の指定の期間が令和2年3月31日をもって満了となるため、令和2年4月1日以降における指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 守谷市立学校給食センター整備事業建設工事
- 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 3 契約の金額 3, 316, 610, 000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
301, 510, 000円

4 契約の相手方

住 所 茨城県神栖市賀2108番地8
氏 名 常総・令和特定建設工事共同企業体
代表構成員 常総開発工業株式会社
代表取締役 石津 正美

住 所 茨城県守谷市百合ヶ丘一丁目2402番地の1
氏 名 構成員 令和建設株式会社
代表取締役 由良 宣明

令和元年11月27日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和元年12月12日 原案可決

守谷市議会議長 梅 木 伸 治

報 告	頁 数
11号	4

提案理由

提案の理由を申し上げます。

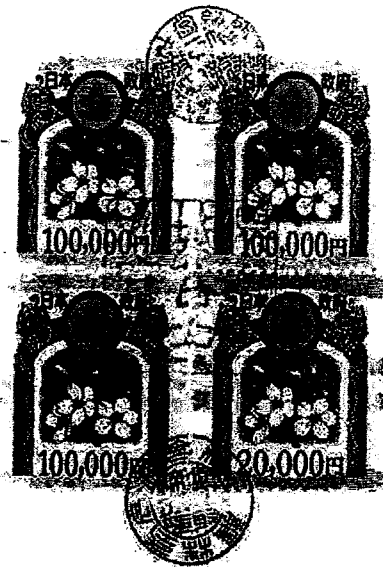
本案は、守谷市立学校給食センター整備事業に係る建設工事請負契約の締結をするものです。

事業の内容は、一日最大8,000食を調理できる規模の給食センター施設の設計及び施工を一括して発注するものです。

なお、新給食センターの供用開始は令和4年4月からを予定しております。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市立学校給食センター整備事業
建設工事請負仮契約書



1 工事名 守谷市立学校給食センター整備事業 建設工事

2 工事場所 茨城県守谷市大柏1081番地の1他

3 工期 議会の議決を得た日の翌日
令和 年 月 日から
令和 4年 8月31日まで 日間

4 請負代金額 ￥3,316,610,000-
うち取引に係る消費税 ￥301,510,000-
及び地方消費税の額

5 契約保証金 ￥331,661,000-

6 支払条件 前払金：当初契約金額の40%以内（令和2年4月を予定）
中間前金払：当初契約金額の20%以内（令和3年8月を予定）

ただし、守谷市公共工事中間前金払取扱要領による。

部分払：当初契約金額の30%以内（令和4年3月を予定）

ただし、検査が終了し、建物引渡し完了していること。

残 額：竣工払

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生じるものとする。ただし、議会の議決が得られないときは、この契約は無効となり、受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わないものとする。

参考資料

令和 元年 11 月 13 日

発注者 住所 茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地 〇 1
氏名 守谷市長 松丸 修久 印

受注者 常総・令和特定建設工事共同企業体
代表構成員

住所 茨城県守谷市加戸 3 番地 8
氏名 常総開発工業株式会社
代表取締役 石 澤 正 美 印

構 成 員

住所 茨城県守谷市加戸 2402 番地 〇 1
氏名 令和建設株式会社
代表取締役 三 田 宣 明 印

報 告	頁 数
11 号	7